

掛川市規則第28号

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則をここに制定する。

平成27年3月31日

掛川市長

(別紙)

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の職務を代理する副市長の順序及び副市長の事務分担について、必要な事項を定めるものとする。

(市長の職務を代理する副市長の順序)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第1順序 副市長 伊村 義孝

第2順序 副市長 浅井 正人

(事務分担)

第3条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。

伊村副市長	総務部（次項第1号に掲げる事務を除く。）、企画政策部（次項第2号に掲げる事務を除く。）、環境経済部、都市建設部、危機管理部、出納局（会計管理者に属する事務を除く。）、水道部及び消防本部に属する事務
	法第180条の2の規定により他の執行機関（教育委員会を除く。）に属する職員に補助執行させている事務
浅井副市長	健康福祉部及びこども希望部に属する事務
	法第180条の2の規定により教育委員会に属する職員に補助執行させている事務

2 次に掲げる事務については、両副市長が共同して担任するものとする。

(1) 総務部に属する事務のうち、行政課及び財政課に属するもの

(2) 企画政策部に属する事務のうち、文化振興室、企画調整課及び生涯学習協働推進課に属するもの

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の事務分担を変更することができる。

(合議)

第4条 浅井副市長が分担する事務のうち、議会に付議する事項、例規の制定及び改廃に関する事項その他重要な事項については、伊村副市長に合議しなければならない。

2 伊村副市長が分担する事務のうち、危機管理部に属する事務については、浅井副市長に合議しなければならない。

(事故があるとき等の事務処理)

第5条 一方の副市長に事故があるとき、又は一方の副市長が欠けたときは、当該副市長の分担する事務は、他方の副市長が処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。